

第 1 1 回藤沢市石綿関連疾患対策委員会  
会議録

2 0 1 8 年（平成 3 0 年） 1 0 月

総務部 行政総務課

開催日：2018年（平成30年）8月7日（火）

時間：18時31分から20時17分まで

場所：藤沢市役所本庁舎5階 5-2会議室

出席者：村山委員長，永倉副委員長，名取委員，吉村委員，塩見委員，清水委員  
牛島委員，久保委員，赤堀委員

【事務局】黒岩総務部長，斎藤総務部参事，及川行政総務課課長補佐，  
中野行政総務課主任

【担当課】村井子ども青少年部長，金子子ども青少年部参事，鳥羽保育  
課課長補佐，浜野保育課課長補佐，小山保育課主査，佐藤保  
育課主任，福室職員課主幹

傍聴者：2名

委員長	それでは，時間になりましたので，委員会を始めたいと思います。 少し時間があきましたが，今回は第11回となります。よろしくお 願いいたします。 まず最初に，本日の会議の出席状況等についてご報告をお願いいた します。
事務局 (中野主任)	本日の会議の出席状況は，ご覧のとおり，委員のみなさまが8名と なっております。吉村委員は遅れて来られるとのご連絡を受けてお りますので，19時から19時半ごろにお見えになるかと思ひます。 有菌委員は，特にご連絡はないのですが，恐らくご欠席かなという ところがございます。いずれにしても，会議が成立していること をご報告いたします。 なお，傍聴者は，現状では1名となっております。 以上でございます。
委員長	傍聴の方，もし気になる点がありましたら，ご発言いただいて構い ません。ただし，その場合は挙手していただいて，私から指示をし た後，ご発言いただければと思ひます。よろしく願いいたします。

	<p>それでは、議題に入りたいと思います。きょうは1件ということで、委員会から出した報告書に対して、今後、市がどのような対応をするかということで、きょうはこの間ご検討いただいている内容についてご紹介いただいた後、議論をしたいと思います。</p> <p>それでは、議題の1についてご説明をよろしく願いいたします。</p>
<p>担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)</p>	<p>保育課，鳥羽と申します。議題1についてご説明申し上げます。</p> <p>まず初めに、議題の説明に入る前に、少し補足させていただきたいことがございます。</p> <p>事前の資料送付の際にもご案内しておりますが、資料の表記につきまして、意思決定及び情報発表等の取扱の関係で、金額の記載がされておられません。ですので、この会議において口頭で補足させていただきます。</p> <p>本日、委員のみなさまからいただいたご意見等も踏まえて、今後、さらに検討を加えていく予定となっております。直近ですと、8月27日に市長の定例記者会見がございます。その後、本日の資料の最後の「スケジュール」にもございますが、9月10日の子ども文教常任委員会、さらに9月22日には園児・保護者説明会も予定しております。その中でのご意見も踏まえまして、最終的な市の案をまとめていく予定となっております。</p> <p>したがいまして、本日、市側から説明するものが最終的な案ではございませんので、先ほど申しましたとおり、金額について口頭で説明することになります。取扱にはご注意いただければと思います。</p> <p>それでは、資料の説明に入りたいと思います。</p> <p>事前にお渡ししている本日の資料ですが、形式につきましては、既に開催している市の会議、あるいは今後の議会での報告、子ども文教常任委員会に提出する文書、あと園児・保護者説明会で使用する文書など、基本的にはこのような構成になっているということで、資料の中の1「これまでの経緯」については、みなさま既にご承知の内容だと思っておりますが、今までの経緯について知らない方にも向け</p>

での資料となっておりますので、あらかじめご承知おきいただければと思います。

本日は、2ページ一番下の「本事案に対する今後の対応（案）」の部分からご説明させていただければと思います。

本事案に対する今後の対応として、5月25日にご提出いただいた最終報告書の内容を精査し、具体的な制度の検討を行った結果を踏まえてまとめたものが、本日ご用意した資料となります。

3ページに移ります。(1)「在園期間に応じた区分」は、本事案の対象園児及び職員につきまして、アスベストばく露事態によりまして、次の6区分に分けるものしたいと思います。最終報告書の中では基本的に年度での区分をしていただいておりますが、一部、月まで精査していただいている点もございましたので、正確な月まで区分するというところで、グループAからFまで、それぞれ分けたところです。

それぞれの期間のばく露事態につきましては、表の右側で、グループAの区分は吹付けアスベスト材が天井で露出している期間。グループBは、改修工事を行っている期間。グループCは、囲い込みがなされている期間。グループDになると雨漏りが始まりまして、グループEは雨漏りに加えて天井板を外す作業等をしてしまった期間。グループFは、雨漏りがおさまってから吹付け材の撤去までの期間。そのような形で、月ごとに分けました。

次に、(2)「検診制度」です。こちらは、具体的に分けると、レントゲン撮影機会、読影、その他説明会等になるかと思います。そのようなくくりで(2)「検診制度」の項目を設けました。

これまで平成20年度、平成25年度及び平成27年度に検診を行ってまいりましたが、今回の最終報告書の中でリスク評価をしていただいて、それを表にまとめたものが下のものとなります。基本的には、最終報告書の記載を尊重して考えております。この検診のリスクについては、報告書の内容を転記したものになります。

それに基づいて、原則としてリスク評価が $10^{-7}$ 以上のレベルを対

象に、アスベスト関連疾患検診の必要性の度合いや放射線リスクを説明して、希望者を検診対象とします。なお、検診開始後については、希望があれば毎年実施したいと考えております。

推定リスクレベルによりまして、A、B及びEについては $10^{-7}$ を上回るリスクがありますので、その内容は4ページの上部に書かせていただいておりますが、A、B、Eの期間について、検診希望者は対象とします。グループDについては、リスクレベルはそこと比べると若干低目になっておりまして、検診の必要性は確認できませんでしたが、希望者は対象とするとしています。最終報告書の記載に沿った対応にしたいと思っております。

なお、アスベストばく露の可能性のある事態がないということで、最終報告書でリスク評価を行っていない、囲い込みがされている期間、C及びFについては検診の対象外としたいと思っております。

次に、「検診の対象疾患」についてです。最終報告書の中で記載のとおり、早期の診断効果が想定されるということで、胸膜プラーク（肥厚斑）及びアスベスト関連肺がんの2つを対象とした検診を実施いたします。

「検診の実施方法等」についてです。最終報告書で、今回新たにグループAの部分、吹付けアスベストが露出している期間についての情報収集を行うとともに、20歳以上の者を対象に検診を行うための名簿の整理を行って、検診案内をしたいと考えております。また、検診に関する説明会を開催し、検診や補償等の制度説明をするほか、レントゲンの撮影機会を市でご用意させていただきます。

なお、当該撮影機会に参加した場合、園児には手当と交通費として一定の額を支給します。こちらの一定の額については、市としては今、一律4,000円を考えております。

読影については、判定部会を最低年1回開催し、主に健診機関から借用した当該年の定期健診時等に撮影した胸部X線写真を活用し、アスベスト関連疾患の有無について判定します。なお、読影に使用する胸部X線写真の取得に要した費用は、本市が補償します。

この部分につきまして、最終報告書の内容に沿った、実際にかかったものについて市が補償するという考えでの記載となります。

続きまして、(3)「補償・給付制度」になります。対象については、アスベスト関連疾患を発症したA、B、D、Eの園児、つまりリスク判定をした期間の園児が原則として対象となります。

「補償制度を設ける根拠」については、(ア)から(イ)まで記載の部分になりますが、本市の法的損害賠償責任の所在は、最終的には裁判で確定するものとの注釈も最終報告書の中でしたが、民事責任の所在、それから、より広い責任に基づく補償の必要性、補償に関する本市のこれまでの言明、それらを補償制度を設ける根拠として、最終報告書にのっとして採用させていただきたいと考えております。

次に、「給付制度を設ける根拠」も、最終報告書のとおり、アスベスト関連疾患に現実に罹患していること。本事案による直接的な起因性が認められなかったが、本事案が発症に寄与している可能性も完全には否定できないこと。他の事案によるアスベストばく露の経歴がない限り、本事案による一定の補償が行われるという期待感が保護者等にあること。こちらについても、最終報告書に沿った根拠を考えております。

次に、エ「補償・給付制度の実施方法等」についてです。本市担当課も参加して、委員会に新たに「判定・認定部会」を設置させていただければと思います。その判定・認定部会で判定基準を定め、必要に応じて見直しをさせていただきたいと思います。

アスベスト関連疾患を発症した園児から申請があった場合は、申請から2カ月以内に判定・認定部会を開催して、当該疾患が浜見保育園における吹付け材の飛散に起因するものなのか、また職業上のばく露による発症等、明らかなほかの原因があるのかなどの判断を、医療機関等の診断書、職歴等の資料、あとは第三者の専門家による対象者に係る調査資料、それらを用意して、判定・認定部会で実施していただければと思います。

その結果、本事案に起因性があると判定されれば、治療費、休業補償、葬祭費、弔慰金、遺族補償の支払いを行っていきたいと考えております。

治療費については、保険診療における一部負担金を実額で算定して支給したいと考えております。

休業補償につきましては、賃金センサスをもとに労災保険制度を参考に算出ということで、給付基礎日額の80%×休業日数という労災保険の算出基準に準じたいと考えております。

葬祭費、弔慰金、遺族補償につきましても、労災保険の補償基準、葬祭費ですと労災保険の葬祭給付、弔慰金ですと遺族一時金、遺族補償は遺族年金などの算定方法を参考に、今後具体的に詰めていきたいと考えております。

こちらについては、労災保険の制度にのっとして、発症した場合は手厚く対応していきたいと考えております。

また、本事案に起因性が認められなかった場合について、本事案との関連性は完全に否定できないという状況であり、他の発症原因が明らかでない場合には、給付金を支給します。他のばく露事態があったり、明らかなきほかの原因があるものは当然除外となりますが、可能性がゼロではない、完全には否定できない状況、つまり発症した場合は大概のもの、要するに起因性が認められなかった人の大多数がこちらの給付金の支給対象となると考えております。給付金の金額については、委員会が参考とした裁判例がありましたが、そちらを参考に100万円を考えております。

次に、「見舞金制度」です。こちらは、アスベスト関連疾患の発症の有無にかかわらず、一律の金額で支給する制度になります。こちらの対象者は、グループA、B、D、E、リスク判定をした期間の園児を対象としたいと思っております。

「見舞金制度を設ける根拠」ですが、最終報告書の中で委員のみなさまが根拠として挙げられたものがございましたが、それとは別に市のほうで改めて整理しまして、天井のアスベスト含有材が露出し

	<p>ている状況下、または囲い込み後の天井に雨漏りが生じている状況下において、乳幼児期に浜見保育園で過ごしたことにより、本市が園児に対してアスベスト関連疾患を発症するかもしれないという不安な思いをさせてしまったこと及び事実の発生から本市の対応まで長い時間を要してしまったことなど、これらを根拠として見舞金制度を設けたいと考えております。</p> <p>次に、「見舞金制度の実施方法等」でございます。園児から申請があった場合に、在園を証明する客観的な資料によりまして、保育課において在園の事実について判定し、見舞金を支給いたします。</p> <p>見舞金につきましては、今現在、本市の顧問弁護士等と相談し、1万円ということで考えております。なお、見舞金の支給申請につきましては、一定の期間を設けることを考えております。</p> <p>最後に、「今後のスケジュール」でございます。本日、8月7日、石綿関連疾患対策委員会に考え方を報告させていただきまして、9月10日の子ども文教常任委員会に報告いたします。9月22日には園児・保護者説明会を開催し、それらの場で意見をいただいたものを反映して、10月11日にアスベスト問題対策会議で制度案を検討し、10月25日に政策会議で制度案の報告をいたします。11月に、また本委員会で報告するとともに、12月には補正予算案を提出する予定です。来年1月から制度の運用を開始し、具体的には2月から検診等の実施を考えております。</p> <p>今現在の市の案についての説明となりますが、以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>今ご説明いただいたように、これまでの経緯から今後の予定まで、一通り整理をいただいています。</p> <p>議論があちこち行くと整理がしにくいので、少し分けていきたいと思えます。</p> <p>1はいいですね。「これまでの経緯」について、特に何かあればご指摘いただきたいと思います。</p> <p>(質問、意見：なし)</p>



	<p>もしなければ先に進めて、あれば、また後でご指摘いただければと思います。</p> <p>2ページの下から始まる2「今後の対応（案）」です。まず、(1)「在園期間に応じた区分」ということで、今回は6つに分けて整理しているということです。これについても報告書に即した形で分けていただいていると思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(質問、意見：なし)</p> <p>(2)「検診制度」ということで、3ページから4ページにわたって整理していただいています。この点について、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。</p> <p>4ページにウ「検診の実施方法等」をまとめていただいています。本日の案では、検診を受けられた場合の手当と交通費は、一括して一定の額が支給されるという形で検討されているということですね。先ほど、額についてのお話がありました。これは今後変動の可能性があるということです。</p> <p>報告書の中では、手当について一定の額を記載していて、交通費についてはそれぞれに応じてという形にしていたと思います。これは、それを含めて一定の額という形ですね。</p>
<p>担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)</p>	<p>最終報告書の中では、実費の交通費分+4時間以内は2,500円、4時間を超える場合は5,000円という記載だったと思いますが、まず4時間を超えるという判断をどのように行うかという観点もございませし、交通費についても、対象者がどういったルートで来るのかという観点や、それをどのように適正と判断するかという問題も発生します。そういった部分を含めてのわかりやすさという面で、一定の額にしたというところもございませ。</p> <p>仮に、遠いところにお住いの方については、近くの医療機関で撮った場合にかかる経費は全て市が負担するという考えもございませので、対象者に不利益とならない制度を考えております。</p>

委員長	もう既に市内から移動されている方もいらっしゃる可能性があると思います。その場合は、近くで撮った画像を送っていただく可能性もあるということですかね。
担当課 (鳥羽保育 課 課長 補 佐)	社会人の方については健診等を受けられている方が大多数かと思えますので、そのデータをご自身で取得していただいて、それに要した費用は市が実費負担するという考えです。
委員長	ただ、例外もあり得るような気もするので、そのあたりのことは、仮にかなり特殊な例が出てきた場合は、別途検討していただく必要があるかもしれません。
担当課 (鳥羽保育 課 課長 補 佐)	今現在、考えられる範囲での制度を考えて、仮に想定していない事態があったら、もう一度考え直すというのは、当然あり得ることだと考えております。
赤堀委員	うちは息子が遠くに行っているのですが、まず県内にCTとかを撮る場所がなくて、けがをしても他県まで行かなければいけなかったりすると、交通費とかがすごいかかるのです。 例えば、ある一定の額を超えた交通費は実費で払いますとか、イレギュラーな場合が発生したときにとかと言っていると、その線引きがわからなくなってしまうと思います。「これ以上の交通費が出てしまったら、その分は払います」とかはできないでしょうか。 地方と言っではいけません、例えば栃木は結構高いんです。電車もないですし。行くとなったら1日かかりで、検査するのは本当に大変なのです。
担当課 (鳥羽保育 課 課長 補 佐)	その場合は、お近くに撮影できる医療機関等がなければ、撮影できるところまで行っていただいて、それに要した費用も含めて……。
赤堀委員	それで4,000円ということですか。

<p>担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)</p>	<p>違います。それは藤沢市で設けた撮影機会にやってくる場合になります。地方にお住まいで、家の近くに医療機関等がないので、離れたところに撮影に行く場合の交通費の実費ですとか、かかった撮影費用、データを取得するのにかかった費用、そうした実費等は全部市で負担するという想定です。</p> <p>なので、4,000円というのは、藤沢まで戻ってくる場合の話となります。藤沢のどこか、場所はまだ決まっていますが、想定としては市内の医療施設になります。そこから藤沢までわざわざやってくると4,000円の支給ということになってしまいますけれども、最寄りのところへ行く交通費ですとか、様々かかった費用は全部市が負担するという考え方です。</p> <p>ただ、当然、あえて遠くへ行くとか、そういうのは考慮して、ただ、居住の場所から……。</p>
<p>赤堀委員</p>	<p>田舎は本当にないんです。</p> <p>会社のCTとかレントゲンとかをもらってもわからない、簡単なものでもらってもしょうがないみたいなことを、最初のほうの会議で委員がおっしゃられていたと思いますが。</p>
<p>委員長</p>	<p>そうした可能性はあるということですね。</p>
<p>赤堀委員</p>	<p>それでは心配だったら、別のところへ行って撮っても、それは実費で払われるということですか？</p>
<p>委員長</p>	<p>きょうの資料でも、ウの一番最後の2行、「なお」というところに今の点が記載されていると理解していますが、そういうことでよろしいですか。</p>
<p>担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)</p>	<p>はい。</p>
<p>委員長</p>	<p>ですから、別途レントゲンを撮るためにかかった費用については、市で補償するという考え方は持っておられると理解しています。</p>

牛島委員	職場で撮ったものが、こういう場合の読影にふさわしくない画像なのであれば、新たに撮ってくださいということを、判定部会か何かから言われて、その場合は新たに行かなければいけないということですよ。
委員長	そのための費用は市が補償すると。もちろん、会社で撮ったものが使えれば、それはそれできちんと送ってもらって……。
赤堀委員	だめだったら教えてくれるということですか。
委員長	そういうことですね。市もそういう理解でよろしいですか。
名取委員	要するに、不適なレントゲン写真が提出されたら、申しわけないけれども撮り直しという指示を出しますので、撮り直しと、読影に使用する胸部X線写真の取得に要した費用は市が補償すると書いてございます。「撮り直し」と言われた写真は不適ですから、もう一回撮り直ししていただきます。それは当然補償されるということだと思いますよ。
委員長	ほかの点、いかがですか。よろしいですか。
牛島委員	想定している交通費というのはどれぐらいで、込みにしても4時間を超えないから4,000円で足りるだろうというのは、大体どの辺の地域で想定しているんですか。引き算すると、実質の交通費は1,500円ということになりますけれども。
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	基本的には、社会人、会社勤めをしている方については、健診を受けている人が大多数であろうという前提がまずありまして、20歳そこそこの人だと、まだ藤沢市内にお住まいの方もいるという考えもありますし、先ほど申しましたとおり、例えば4時間を境に区切るとか、交通手段が合理的な最短コースなのかとか、そういった問題もありますので、委員会で出された2,500円という金額もそうだと思いますが、このぐらいの額が妥当ではないかということでの提示となります。
牛島委員	藤沢市内にいらっしゃる方なりを想定しながら？
担当課	そのような想定になっています。

(鳥羽保育 課 課長 補 佐)	
久保委員	<p>細かい話になりますけれども、検診に来る方は多いわけで、検診の費用というのは一番多くの人に関係しそうな問題ですよ。今の牛島委員の話、4,000円にした根拠みたいなものが、もう少しあったほうがいいのではないかと思います。</p> <p>これからいろいろところで説明するとき、そもそも最終報告書に記載の2,500円をどうやって決めたのかという問題もありますが、もう少し市としても根拠を踏まえておかないと、説明のときにいろいろ困るのではないかと思いますので、検討してみてもいいんじゃないでしょうか。その検討の結果は、基礎の材料がちょっと事実と違うとかいうことがあれば、金額が上がったり下がったりという必要が出てくるとは思います。</p>
委員長	<p>改めてですが、今後、額は変わる可能性があるということではありますけれども、まずは交通費を一定の額で考えておられるということについて、何らかの説明がもう少しあったほうがいいのだらうと思います。</p> <p>いかがでしょう。よろしいでしょうか。</p>
牛島委員	<p>イの「検診の対象疾患」のところは、胸膜プラーク及び肺がんということですが、この疾患の考え方は。</p>
名取委員	<p>通常はそうですね。つまり、正直言って、今回のようなばく露程度では石綿肺は生じないので、対象外となります。良性石綿胸水とかびまん性胸膜肥厚、胸膜中皮腫は診断効果がないわけですから、つまり、発症してからでないという意味がないから、検診の対象にはならない。それは発症してからの相談とする。後ろの補償制度のほうの対象にはなるかもしれませんが。</p> <p>検診の対象には、早期に見つかることによって意味がある病気の場合以外はないので。そういう考えは、以前の委員会のおときから</p>

	ご説明しているとおりのようになります。
委員長	<p>ほか、よろしいでしょうか。</p> <p>(質問、意見：なし)</p> <p>では、検診についてはひとまずこれで終えて、次の(3)「補償・給付制度」になります。こちらについて、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。</p>
名取委員	<p>ウに戻って1点だけ。今までは、市が責任を持って、画像等を全て保管するというタイプの検診ではなかったもので、保管場所が市ではなかったのです。</p> <p>ただし、今回からは市が全部責任を持ってやる、そういう検診であり、補償・給付制度になるので、レントゲンとか撮られたものの保管場所は全て市です。要するに、今までだと市も持っているし、念のため委託の医療機関にも保管するというシステムをとってきましたが、それはもう行わないということをお願いしたいです。</p>
赤堀委員	市役所にだけ保管するということですか？
名取委員	<p>ほかの自治体も全部そうです。所管課が永年保存です。もはやCD-ROMですし、ハードディスクに入れたらスペースもちょっとですから、USBのハードディスクを置いておけばおしまい、それに全部入れればいいだけです。アナログの写真を持ってくるのはほんのわずかなので、それにしても10cmぐらいの幅の棚があれば十分入ります。今はもうそういう時代になってきているので、委託先との契約は終了という形で、市の保管のみとしていただきたい。</p> <p>責任を持って永年保管していただくということを必要なら入れておいてもらわないと、過去の経過も分かりますが、今後は市として責任を持って対応されるということですので、保管についても市が責任を持って行うということで。</p> <p>要するに、読影に使用したフィルムとか画像については、市でデジタル情報なり何なりで永年保管する。そこだけ1行お書き添えいただいたほうがありがたいです。</p>

委員長	<p>では、今の点をご検討いただければと思います。</p> <p>そのほか、検診のところ、いかがでしょうか。</p> <p>思い出したのですが、ウのグループAの方々は、最後の見舞金のことにも関係しますが、ここでは情報収集を行うということになっています。この点については、最終的にはもう少し何か具体的なものが出てくるとは思いますが、一方、最後の見舞金のところは割と申請主義のような感じで、申請があれば受けるという、スタンスにやや違いがあるような気がするんですが、そのあたりはいかがですか。</p> <p>グループAの方々の情報を集めるのはかなり大変かなと思っています。</p>
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	<p>見舞金のところは、確かに書類上は申請を受けて判定して支給という流れですが、当然、当時在園していた園児の情報を市が積極的に集めるという考えはベースにございます。既に新聞報道された結果もありまして、全学年の名簿が2年分ほど届いているという状況もありますので、今後とも情報収集をするとともに、こういった制度設計をしていきたいと考えております。</p>
委員長	<p>今の点は、また最後のところでも触れたいと思います。</p> <p>ほか、何かございますか。</p>
赤堀委員	<p>A, B, C, Dと期間を分けて記載されてますが、これにぴったり当てはまるように在園しているわけではなくて、Eのところは1年だけかぶっていて、Dに4年いましたという人もいるわけです。それは1年でもかぶっていたら……。</p>
委員長	<p>検診対象の期間に1年でもいらっしゃれば、対象に入ると私は考えていますが、いかがでしょう。</p>
赤堀委員	<p>では、変な話、掛け算だから、3年いたらこの数値より危ないと考えるということですか？1年でもここにかぶっていたら……。</p>
委員長	<p>3ページの表では、1年とか3年とか5年とか、期間が書いていますよね。この期間いた場合のリスクを推定しています。</p>
赤堀委員	<p>だけど、入らないリスク期間外にはぼぼいて、卒業年度だけBにいま</p>

	したとか。
委員長	その場合は1年間ということですね。
名取委員	<p>でも、その人はDにもいるわけだから。DとE以下の人はそういうことはないわけです。問題は、今言われたのでいうと、Cにいたけれども、1年間だけDだったという人の場合が、今の話でいうと一番悩むというか、扱いが微妙になる人があり得るかもしれない。今言ったようなものでいくと、平成7年に入園して6年間いると、ちよつとかぶったとか、そういう人ですね。1年間いたとか。その場合だけ取扱が微妙になるということです。つまり、D、Eのところでは、それは起きてこないわけですね。</p> <p>だから、Cに5年いてDに1年いた場合は、高く見積もって<math>10^{-8}</math>のレベルではないか、この人は検診の対象にされるんですかという質問になってくる。Cの人はほとんど検診の対象にしないので、読影はしませんから。リスク評価と勘案して、不必要だという判断なので。だけど、Dに1年かぶりしましたという人は検診の対象なのか、または補償の対象なのか。そういう例はどうするのかというご質問ですね。</p>
委員長	対象かどうかという意味では、検討の対象にはなりますよね。Dに1年でもいれば。ただし、リスクのレベルでいうと、こちらで推定した範囲でいうと $10^{-8}$ なので、相対的にはかなり低いです。この方々については、むしろレントゲンを受けることによるリスクのほうが高いと考えられます。それでもどうしても受けたいということであれば、まだ検討の余地はあるかもしれませんが、むしろレントゲンを受けないほうが私はいいのではないかと思います。
赤堀委員	6年間在園したら、どの期間にかぶるかぶらないかという問題もありますけれども、2年だけいたとか、1年だけいたとか、半年だけいたということが保育園ではあり得ます。ここに表示されている例におさまってくれるなら問題はないと思いますが、やはり個々の対応は必要になるような気がします。型にはめられない場合には、ど



	うするかというの必要かと思ひます。
委員長	前にもご提案があつたように、個別にリスクの推定ができるようなソフトができればいいんですけども。
赤堀委員	それがないとみなさんはわからないと、私は思ひます。
委員長	そういう例が出てきた場合は、こちらもちよつと考へないといけなひですね。
名取委員	<p>そういう場合は、そのときの委員会で考へるしかないんじゃないですか。こちらでのばく露は極めてゼロに近いのは間違ひないので、そこをどう考へるのかといふと、もしごく限られた期間のみに在園したのだけれども、検診等を強く希望する人が出た場合に、対応を検討するといふことによいのではないでしようか。</p> <p>そうした可能性を拾ひ始めてしまうと、100通りや200通りを検討していかなければならないですし、出るか出ないかもわからないものにそうした労力を割くのもいかがかと思ひます。1回いて、またどこかへ転勤して、また戻つてきたとか、いろいろな場合があり得るし、全部今ここで決めなくても、基本的な部分をこれで決めて、残りはまたそのときの委員会決めていくしかないんじゃないですか。</p> <p>極めてまれな200を全部埋めるといふよりも、そのときに考へるとしていかないと、先に進まないと思ひますが。全例を決めよふと思つたら、全部検討しなければいけなくなるといふ時間の無駄もあるんで、そう考へておくしかないのかなといふ気はいたします。</p>
久保委員	<p>いずれにしろ、検診の対象者と見舞金の支払いの対象者は線引きしなければいけないので、ここまでの期間の人は問題なく、検診なり見舞金の対象にする、一方ここまでの期間の人は対象とするかしないかを検討するといふこともあるのかもしれないけれども、そこら辺を機械的に分けておかないと、混乱すると思ひます。</p> <p>説明のときにも、さつき言つたレントゲンとのバランスがあるから、それはみなさんで説明できるなら、希望があつた方にそういう説明</p>

	<p>をして選んでもらうことになるし、説明できなければ名取委員かどうかはわかりませんが、医師等をお願いする必要もあるかもしれません。</p> <p>実際に、リスクは低いのに、自分で検診を受けたいと言ってきた人に、レントゲンのリスクとの絡みでやる必要がないという話を担当課の方が説明できるかどうか……。</p>
名取委員	<p>読影自体はできなくはないけれども、その人に交通費と手当を出すのが妥当かということにもなってしまう。そこら辺の判断を私たちに持ってこられても困るというのが前からの話です。そこは、はっきり言って、そのときに特例として認める等で、どこかで線を引いておかないといけないと思います。</p> <p>どちらにしても、対象外となる人たちは、基本的には該当の期間にだけいる人です。アスベストにばく露した事実がないのですから、ばく露していない人に市が責任を持つというのも、おかしいことではないですか。</p> <p>でも、より白に近いグレーのときにどう考えるのかということをお見受けします。そこは、どこかで線を引かざるを得ないのかなという気もするし、全例を出していくのは先ほども申し上げたとおり、極めて大変な仕事になってしまうので、この事案にぶつかったときにどうするというのでいい気もしないと思います。</p>
委員長	<p>恐らく、今後、検診を進めていく中で、複数の期間に跨る人、あるいはごく限られた期間に在園した人、様々なパターンの人が出てきて、それを市のほうで検討される段階が出てくると思うんです。それで、もし市として判断に迷われるようなものが出てきた場合には、こちらと相談するという形になるのではないのでしょうか。</p>
名取委員	<p>ただ、読影は、市が画像を預かった瞬間に、相手としては「やってくれるんだ」と思いますよね。レントゲンを引き受けたら、もうその段階でそう思われてしまいますからね。だから、そこは最初の段</p>

	<p>階で「対象とは違いますよ」と言ってしまうことも必要かもしれないと考えております。</p> <p>A, Bは問題ないと思うんです。みんな<math>10^{-6}</math>とかなので。Eも<math>10^{-6}</math>とか高いのでいいんですけれども、問題はグループDに絡む方をどうするのか。でも、検診希望者を対象とすると書いてあるので、この方々については1年でもするという考えでいるということでしょうか。</p>
委員長	という整理でよろしいですか。
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	リスク評価をしている期間の方は対象とするということで考えております。
名取委員	$10^{-8}$ であっても対象とすると。
委員長	1年間だけでもですか？
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	最終報告書の記載のとおり、レントゲン撮影に際するリスクを説明して、それでも希望があれば対象としていくものと考えております。
赤堀委員	そのあたりもきちんと決めて、ちゃんと書いてほしいと思います。数カ月在園した人も、1カ月だけ保育園にいて、出ていってしまったという人もいます。
久保委員	そのあたりについても、1年未満の在園で、1カ月だったらどうするかというところなどは、あらかじめ市として決めておいた方が……。1カ月だけの在園であっても、検診の希望があればやるのかというところは、事前に線引きがあったほうがいいと思います。
名取委員	そこはどこかで決めておいて、必要のない人のレントゲンでも受けてしまえば、それはもう市の責任になってしまうので、そこははっきり決めておくしかないと思います。
久保委員	やるということになれば、当然お金も出すことになりますし。

委員長	数カ月だけ在園するという人は割と多いですか。
赤堀委員	はい。2カ月しかいなくて、また違うところへ行ってしまったという子ども中にはいます。今、それは名簿がないかもしれないですが、今後、浜見保育園にいたという人が出てくるかもしれない。今の話の内容ですと、2カ月だけの在園だったら、むしろ検診を受けないほうがよいということかと思いますが、これを見ると、自分のいた期間のリスクはこうだから、検診を受けたほうがいいのだと思う人が多いような気がします。
久保委員	当然、それは市が説明するという事ではないですか。そういう希望者があった場合に、リスクとの絡みを含めて。逆に何も言わないと市の責任になってしまいますし。それで何か生じるかどうかはあれだけれども。
名取委員	今のところだと、1年を超した人という線引きですね。
久保委員	そこは余り考えていないんじゃないですか。
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	最初の表の中で、1年、3年、5年というくくりになっていたり、職員だと1年というところで、例えば2年とか6カ月とかはどのレベルになるのかというところをご相談させていただきたい点になります。
名取委員	ここに書いてしまっていると、これが自動的に、最低1年だったらこのリスクになるのだなというふうに見えますよね。ただ、今言われているのは、もっと短いのはどうするのかということですから、1年なら1年で線を引いてもいいのではないかと私は思います。
牛島委員	1年ということで線を引いておいたほうが、余分な不安感を皆さんに与えないで済むのではないかとこの不安感というのは大変なものなので、将来なってしまうかなと感じさせるよりも、「いや、大丈夫なんだって」と言われたほうが、まだ親切ですよ。
名取委員	グループDの1年間、1億分の1のリスク以下の人を拾うのは、余分な不安を持たせるだけで、そこで切ってしまうといいと僕は思い

	<p>ます。それは事前に決めておいていただいたほうがいいと思います。これ以下は認めない、レントゲンも受け取りませんと言っていたかかないと、こういうことは後々もめると思います。</p>
牛島委員	<p>CにいたけれどもDにも2年以上いたような方は対象になるのでしょうか。</p>
名取委員	<p>1年いても対象だと言われているので、1年以上はいいんです。1年以下で2カ月だけいたという人まで対象にし始めたら、それは混乱を招きかねないですよ。今言われたように、単に不安を持たせるだけで、余り意味があるとは思えないです。</p>
牛島委員	<p>それを言い始めてしまうと、いろいろな人が様々なリスクを負っている中で、このことだけにちょっと過敏になり過ぎてしまうと。</p>
名取委員	<p>私もそう思います。</p>
牛島委員	<p>では、「1年以上」という言い方がいいですかね。1年以上だと、<math>10^{-8}</math>を超えてくると。</p>
名取委員	<p>「Dについては1年以上」と明記したらどうですか。4ページ2行目、「また、グループDについては検診の必要性を十分に確認できませんでしたが、1年以上在籍した者については検診希望者を対象とします」というふうにして、申しわけないけれども11カ月とか10カ月の人は対象外としますよと。まして2カ月の人は、検診を受けるまでのリスクはないに等しいですよということにしたらどうでしょうか。</p>
担当課 (金子子ども青少年部参事)	<p>確かに、現状ですと、ご覧になられた方が判断しづらいような表記になっているのかと思います。ご覧になられた方がすぐ分かるよう、また不要な不安感を抱かせぬよう、きちんと明記していくように工夫したいと思います。</p> <p>確認なのですが、検診については、委員のみなさまのご意見としては、1年以上在園した方に限るということでよろしいですか。</p>
委員長	<p>本来、最終報告書の中でそこまで詰めておくべきだったと思いますが、今の段階では市側にボールが投げられている状態なので、今の</p>

	<p>ような形でご検討いただければと思います。</p>
<p>担当課 (金子子ども青少年部参事)</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
<p>牛島委員</p>	<p>最終報告の67ページ、表2-18に、<math>10^{-7}</math>より低いレベルだと、特に必要とは考えにくいとなっているので、その分類に準じて、Dの1年未満というのは、低い、検診の必要がないという形にしてはどうかと思います。例えば、この表を組み込む等すれば、ちょうどいいのではないかと思います。</p>
<p>担当課 (金子子ども青少年部参事)</p>	<p>わかりました。</p>
<p>赤堀委員</p>	<p>職員の方の件がすごく気になっています。補償が違う、出どころが違うけれども、考え方は園児と一緒に私はずっと思っていて、園児は、補償や何かは市がやってくれて、職員は違う手法だと再三説明は受けていますが、職員はどうするかというのは、ここには書かれないんですか。</p> <p>周りの保護者から聞かれることもあるんです。リスク推定も、職員の方の分もやっていますので、ずっと職員の方も一緒に思っていたのです。なので、補償についてもほぼ一緒に思っていたのですが、もし扱いが違うのであれば、その旨をどこかに書いておいてほしいです。浜見保育園のアスベスト問題というからには、当時の先生たちのことも一緒に示してほしいなど。</p> <p>ほかのところでは出されないような見舞金も、浜見では出してくださいだったりしています。先生方についても、市がやってくれるんだと思っていましたが。</p>
<p>委員長</p>	<p>職員についての検診や補償については、どうなのでしょう。</p>

担当課 (福室職員 課主幹)	職員課の福室と申します。 職員につきましては、今回の最終報告書を受けて、本日は園児の対応について検討し、案としてお示ししているところですが、職員についても今、並行して検討しております。 例えば見舞金についても、もし園児に支給しないとの判断になれば、当然、職員にも支給しないということもありますし、発症した場合には、職員についてはまず公務災害という制度がありますので、そこも考えながら、検討しております。 そうした取扱の違いもございますので、職員に対する説明会も園児とは別途行う予定です。
赤堀委員	肺がんになった時の給付金とかは……。
担当課 (福室職員 課主幹)	そこについても、まだ検討中です。例えば、公務災害として認められなかった場合は、給付金を支給するののですとか。 公務災害として認められれば、当然、制度において補償されますので、そこはそれにのっとってやっていきますが、もし認められなかった場合はどうするのかですとか、見舞金はどうするのかということも含めて、現在検討しています。
牛島委員	検診の対象者については、これと同じような想定ですか。
担当課 (福室職員 課主幹)	現状では、同様に考えています。
牛島委員	グループDの1年間のリスクが、職員か園児かでレベルがちょっと違っているけれども、園児の場合は1年以上とするということですかね。
委員長	職員もですね。
牛島委員	職員もですか。では同じなんですね。
委員長	ええ。
牛島委員	この表はちょっと違うのかなという印象があるので。
委員長	表の上では、職員の方のほうがリスクの値が高くなっています。

牛島委員	滞在時間が長いからということですね。
委員長	そうすると、今回のこの資料は、あくまで園児を対象にしたもので、職員については今検討されていて、また別のものが出てくるということですね。
担当課 (福室職員 課主幹)	園児の対応の状況というか、結果というか、方向性を踏まえてと考えております。
赤堀委員	それは、ここで話し合わなくていいのですか。
久保委員	職員用の対策についてのスケジュールはどんな感じになりますか。議会対応ですとか、制度発足のタイミングですとか、同じようなタイムスケジュールでおやりになるんですか。
担当課 (福室職員 課主幹)	検診については、園児と同時にやっていくつもりです。
牛島委員	その他の制度構築も同じタイミングですか？
担当課 (福室職員 課主幹)	そうですね、そのように考えています。
名取委員	職員分の検診（読影）も、同じ判定部会のほうに持ち込まれるおつもりですか。
担当課 (福室職員 課主幹)	退職職員については、園児と同様の撮影機会を用意したいと考えております。ただ、現役の職員については必ず健診を受けていますので、そのレントゲン画像を使用して、希望される場合には判定・読影をお願いしたいと考えております。
名取委員	そうすると、職員向けの対策案がある程度決まった段階で、もう一度委員会に報告していただかないと、検診を担当する部会としてはきちんと受けにくいので。きちんとご検討いただいて、こちらにまたご相談いただきたいと思います。今までとはやり方も違う部分が出てしまいますし。



担当課 (福室職員 課主幹)	はい。わかりました。
赤堀委員	なぜ職員分は同時に出でこないのか不思議なのですが。
名取委員	それは担当される部署が違いますから。
赤堀委員	でも、ここは浜見でのことを考える委員会じゃないですか。
名取委員	部署によって担当する領域などが違うので、それはしょうがないことですよ。
副委員長	職員については、浜見保育園だけが原因かどうかということもありますよね。前歴とか、職歴とか、いろいろ。
赤堀委員	でも、これは浜見を考える会だから、一緒に出してもらって、委員のみなさまにも見ってもらって……。
副委員長	職員についてはやや複雑というか、関係する法律なども変わってきますからね。
担当課 (福室職員 課主幹)	先ほどもご説明したように、職員については公務災害という制度がありますので、その制度は浜見保育園に限らず、公務において被った災害について補償するというものですので、そちらを優先するという形になってきますと……。
名取委員	そうですね。そうしたこともあるので、きちんと検討された結果を、また改めてこちらに示していただければと思います。
担当課 (福室職員 課主幹)	通常、ほかの公務災害ですと、申請して、認められなければそれで終わりと言いますか、今回でいう給付制度のようなものはないので、そのあたりもどうしていくかという検討もまだ必要であると考えています。
名取委員	ですので、検診を実施する前の段階で、そうした案を委員会に出していただいて、職員の方向性がこのように決まってきた、だからこれで進めていきたいというご説明をいただいて、そのうえで検討していかないと、こちらとしても準備ができませんので。ぜひ、よろしく願いいたします。

担当課 (福室職員 課主幹)	はい、かしこまりました。
委員長	今の点については、最後のスケジュールを確認するところで、また議論したいと思います。 それでは、(3)「補償・給付制度」について、ほかに何かありますでしょうか。  (質問、意見：なし) もしないようであれば、(4)「見舞金制度」はいかがでしょう。
副委員長	見舞金についても、先ほどの議論でいうと、グループDの1年未満の方は対象にならないということですね。
担当課 (鳥羽保育 課 課長 補 佐)	1年ですとか3年ですとか、そうした期間については、検診の要否に関するくくりだと考えておりました、見舞金については、その期間にいた全ての方に対する制度と考えております。 なので、何年間ということではなく、その期間に在園していたすべての方を対象に考えています。
委員長	その場合、さっきの議論で出てきた、数カ月の在園という方はどうしますか。
久保委員	理屈の上では、検診の対象と合わせないとちょっとおかしい感じもしますね。ばく露した可能性があるから見舞金も出すし、検診もすると。
牛島委員	閾値がはっきりしていないということだから、検診に際する放射線のリスクを負ってまで検診する必要はないけれども、不安はあるという意味で、Dの期間のうち1年未満の在園の方でもいいという、市の考え方は私はわかりますね。
委員長	ただ、その場合、どこまでを対象としますか。仮に1日だけ在園したという方がいた場合、その方も対象にしますか。
牛島委員	お試し保育で来るということもありますかね。
赤堀委員	お遊戯会や行事に1日だけ参加したとか。

久保委員	しかし、それを裏づけられますかね。
牛島委員	在園と言えるかどうか……。
久保委員	在園かどうかというよりも、1日だけ来たということをどうやって証明するのですかね。
牛島委員	いや、何かしらはあるんですよ。
久保委員	あるのかもしれないですが、平成16年から平成17年のうちの1日に行ったか行かないかというのは裏づけがとれないのではないですか。
副委員長	きょうだいで、妹、弟が来たとか、そういうことはあり得ますよね。
久保委員	そうすると、「あの日に行きました」と言ったら、その言葉を信用して1万円支給するとなるのですか。
担当課 (鳥羽保育 課 課長 補 佐)	見舞金については、実質的な健康被害が出ているかどうかという観点ではなくて、その期間にいたという視点で考えている制度になります。
委員長	ただ、検診を受ける必要性が「ある程度不安な状態にあった」という考えなのであれば、見舞金も検診と基準を合わせておくという考え方もあると思います。
久保委員	説明としては、そちらのほうがいいかなと私は思います。やはり、検診の必要性については区切りで言えるからこそ、該当する時期の方々に対しては見舞金も出すと。逆にそれを分けてしまうと、今度は検診の必要性、不要性がちょっと曖昧になるような感じもしてきますので、検診の対象者と見舞金の対象者は同一としたほうがいいと思います。
牛島委員	運動会に1日付き添って来ましたという人まで出てきてしまうと、ちょっと取扱が異なってきますものね。やはり滞在というか、園児として市との契約関係があるとか……
担当課 (鳥羽保育	今いただいたご意見を参考に、検討させていただきたいと思います。

課 課 長 補 佐)	
赤堀委員	本日ご提案があったのは、「私、浜見保育園にいましたよ」とお申し出があった人に差し上げる見舞金ということですよ。
担当課 (鳥羽保育 課 課 長 補 佐)	<p>本日ご説明申し上げたのは、そういった趣旨ではなく、最終報告書の中でも2種類ご提案されていると思いますが、改修工事のときと、雨漏りが発生している期間については、保護者の方々の市に対する不信ですとか、市の反省ですとか、そうしたことに対する誠意を示すという意味合いで支給するというものです。あと、天井の改修工事より前の期間については、ご本人が突然この事実を知ることによる精神的な負担ですとか、自分が自己申告しないといけないという実務的負担ですとか、そのような意味合いで、最終報告書の中でご提案されております。</p> <p>反省ですとか不信ですとか、そういった趣旨での公金の支払いが難しいという観点もございまして、仮に支払うとしたらこういった理由による支払いだと妥当性があるというところでの、今回の提案となります。当然、今おっしゃっていただいた負担に対することも踏まえて総合的に考えておりますが、前面に出てくる理由としては、こちらに記載の内容になるというものです。</p>
赤堀委員	では、A、B、D及びEの園児には、全員に支払うということですか？
担当課 (鳥羽保育 課 課 長 補 佐)	A、B、D、Eですね。
委員長	さっきの議論でいうと、1年以上在籍された園児が対象ということですか？
牛島委員	1年以上の在園でなくてもということではないですか。ただ、それが短すぎる場合は……。

副委員長	でも、久保委員がおっしゃるとおり、その対象がずれてしまうと「CとFはなぜダメなのか？」という話になってしまうんじゃないでしょうか。
牛島委員	CとFはばく露性がほぼないということで。
副委員長	ばく露していないという意味ですか？ それはそれでちょっと難しいですね。
牛島委員	Dは、ばく露したけれども、放射線のリスクを負ってまで検診をする必要性はないと。1年未満の人も検診はやめておきましょうと。そこは検診にかかわるお金は払いませんよということで。
副委員長	ただ、見舞金の支払い根拠は「不安」ですね。
牛島委員	不安な思いにさせたことと、急に知らされたことですね。
赤堀委員	でも、 $10^{-8}$ と言われても、不安はありますよね……。
久保委員	話を整理させてください。 Dの期間に1年を超えて在園したら、希望者があれば検診の費用も出すし、検診に応じるというのがさっきの検診に関する1つの考えですね。 見舞金についても、Dにおいて1年を超える期間、在園していた人に対して払うということではまずいということですか？
牛島委員	市の案としては、1年を超えなくても見舞金を支給してもいいのではないかとということで……。
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	今現在の案だと、ということですね。
牛島委員	その点は私は妥当だと思っています。不安感というのは、リスクの高さもあるけれども、閾値がないという特殊性の中で、そういう思いをすることに対して、1万円という金額でもあることも踏まえて支給すると。また、私は園児だったよと申し出ただくことで、本来は市がやるべき、情報を集めるというところをかわりに

	やるみたいなの、コストベネフィット的な考え方もあると思いますので、私は1年を超えていなくてもDの人に見舞金をお渡しするのが解決にもいいのではと思います。
久保委員	そうすると、検診の対象とは別に、見舞金の対象を設けるというご意見ですね。
牛島委員	そうですね。見舞金を出すからといって、必ずしも検診の対象になるわけではありませんよと。
久保委員	最終的には、1年未満の方には検診はしないけれども、見舞金は出すと。
牛島委員	はい、そういうことです。
久保委員	現時点では、この委員会は2つの意見があるようです。
清水委員	検診の場合には、逆に放射線被ばくのリスクもあるので、それを考えると、受けないほうがいいたろうと。だから対象外にすると。ただ、見舞金に関しては、その間にいたときの不安はあるでしょうから、やはりその間の在園児には見舞金を出す。そういう考え方のほうが妥当性はありそうな感じがしますよね。 ここら辺を市としてもご検討いただきたいと思います。
久保委員	そうですね。私も、さっきの意見はちょっと撤回させていただいて。もちろん、CとFについては、この期間だけに在園している方について見舞金は出さないというのはいいと思いますが、Dについてはレベルの問題だけなので、検診とは別に考えて、見舞金は1年未満の在園でも支給するという考え方もあるかなと思えてきました。
委員長	その場合、在籍をどのように証明するかがちょっと難しくなるかもしれないですね。そこをちゃんと確認できればいいかもしれないですが。お試し保育とかの場合は、多分、証拠はないんじゃないですかね。
牛島委員	でも、お試し保育をする場合も結構大変ですよ。抽せんではないけれども……。
赤堀委員	でも、いる時間は1時間とか2時間なんですよね。

牛島委員	始まりはそうですけれども、だんだん長くなっていきますよね。3時間、4時間とか。
久保委員	やっぱり、10日とか1カ月未満だったら、それで不安が生じるかと言われると……。
委員長	そのあたりも含めてご検討いただきますか……。
副委員長	平成11年ごろの在園児名簿はあるんですか。 (担当課職員が肯定する)
牛島委員	平成11年はあるんですね。
副委員長	では、この辺はある程度名簿で整理できるということですか？
委員長	名簿も、ある程度の期間、在籍している園児の分ということではないですか？
担当課 (浜野保育 課 課長 補 佐)	一つ確認なのですが、「お試し保育」というのは、体験保育ですとか地域交流とかのことでしょうか。
赤堀委員	入園する際に、1カ月とか、練習したりすることを言っているつもりですが……。
担当課 (浜野保育 課 課長 補 佐)	それはそのまま園に籍を置くための期間なので、ちょっとずつ時間を延ばして行って、最後は1日保育が始まる。お母さんたちはお仕事をするという事なので、そのときからすでに籍があります。しかし、例えば体験保育ということで、月に1回ぐらい保育園に遊びに来ました、その部屋に入りましたというのは、正直、籍はないので、その在園を証明することはできないですね。
名取委員	でも、月に1日入る程度の人リスクは余り高くないので、いいんじゃないですか。そこまで話をするのは。余りにも可能性やリスクがゼロに近い話をしてしまっているのです。
久保委員	確かに、それは対象に入れないということでもいいのですが、さっき話にあったように、お試し保育をして、その結果、ここは合わないなということでやめてしまうという人もいないではないですか。

赤堀委員	どうですかね、わからないですね。うちはそのまま入れちゃったので。
担当課 (浜野保育 課 課長 補 佐)	それはないですね。その園に入るための「慣らし保育」になるので。
久保委員	ないですか。私、実情をよく知らないのです。
副委員長	でも、基本的には名簿にある人ということでもいいんじゃないですか。「私、来ました」という人があれば、それはまたその時に検討しなければいけないかもしれないですけども。
赤堀委員	知り合い等でつながるパターンもあるでしょうし。
副委員長	平成11年くらいだと、それである程度浮かび上がるような気がしますよね。7～8年前ですからね。名乗りを上げていただいて。7～8年前に保育園に通われていたということは、まだ小学校5～6年生ですものね。
委員長	1年未満を対象にするという考え方もありますが、それをどうやって証明するか。余りにも短いのは、そんなにリスクは高くないはずですから、あえてそこまで対象にするかというのは、私はやや消極的です。
久保委員	見舞金の1万円というのは決定ではないんでしょうけれども、金額的なこともありますし、審査というか、どの程度いたか、在籍したかということについては、給付金制度とかとは別として捉えて、緩やかに考えたほうがいいと思います。裏づけ資料とか何とかは。でないと、1万円のためだけに、そんなにいろいろ苦勞して資料を集めなければいけないのかという話にもなってきますし、見舞金という趣旨ですから、余り申請を受けて審査してという流れはすぐわないと思います。 市としては難しいのかもしれないですが、一応、その人の話をそのまま受け入れて、おかしなところがなければ支給するというような



	仕組みにしておいたほうが、見舞金の趣旨からするといいと思います。申請等を厳密にしすぎて、見舞金をもらうのにとっても苦勞するなんてことになってしまったら、制度として余りよくないと思いますので。
牛島委員	名簿がないのは昭和47年から昭和59年、グループAですか。Dとかはあるわけですよね。Cは関係ないし、Bは短い数カ月なので。
委員長	なので、Aが問題になるわけです。
赤堀委員	転居しちゃった人たちはわからないですね。
吉村委員	戸籍の附票か何かで追えるのですか。現住所の。
担当課 (金子子ども青少年部参事)	附票には多分載っていないと思います。近くにお住まいだったとか、籍を追っていくというところはあるのかもしれませんが、その程度かなと思います。 なので、この見舞金という制度がこういった形で実現できれば、1つのインセンティブといいますか、掘り起こしに大分役に立つのではないかという期待もごさいます。そういった中で情報収集に努めてまいりたいと考えております。
赤堀委員	広報周知は派手にしていただきたいんです。
担当課 (金子子ども青少年部参事)	広報につきましては、みなさまからのご意見も踏まえまして、またいろいろと考えたいと思います。
名取委員	在籍した方のお住まいは、だいたい園から500メートルとか1000メートル圏内に主に集中していらっしゃるわけですよね。かなり遠くから来ている方もいるんですか。1~2キロ離れた方とか。
担当課 (浜野保育課課長補佐)	市外の方が委託という形で入園される場合もありますし、自宅の近くの保育園を選ばれる方、あるいは保護者の方の職場に近い保育園を選ばれる方もいらっしゃいますので、決して学区があるということでもありませんので、そうした意味では様々なところから通われている可能性があります。

名取委員	では、ある地域に集中的に、例えば町内会とか自治会とかを使ったり、一定の地域に戸別にチラシをまくだけではわからない人たちが出てしまうということですか。
担当課 (浜野保育 課 課長 補 佐)	そうですね。例えば、誰々ちゃんの卒業アルバムに、「この子も同級生で、浜見で一緒だったよ」ですとか、「下の学年にいたかもしれない」といった形で判明することもあるかと思います。しかし、園児のほとんどは近隣から通われているかもしれませんが、一方で大庭のほうから通われているという場合もございますし、茅ヶ崎市から委託として受けるお子さんもいらっしゃいますので、地域への声掛け等で全て掘り起こせるということではないと思います。
名取委員	では逆に、当時の浜見保育園周辺の事業所を狙ったほうがいいということですか。1970年から1984年まで、そこに子どもを預けた可能性のある事業所のところに情報収集をかけたほうが見つかるかもしれないということですか。つまりは、ある程度の規模の事業所ということですかけれども。
委員長	その両方が必要となってくるということじゃないでしょうか。
名取委員	どうも、今お話を聞いていると、地域に住んでいる方に加えて、地域の事業所に通っていた方のところにも、情報が届くようなシステムを構築したほうがいいと思うんですよね。例えば、一定の規模の工場ですとか、一定の規模の女性を雇用していたというようなところがあるなら、そこを狙えるようにしたほうがいいと思いますね。
赤堀委員	新聞の効果がすごかったんですよね。先日、浜見保育園アスベスト問題を考える会として説明会をさせていただいたときも、「新聞を見て来た」「新聞を見て知った」という方がすごく多くてびっくりしました。神奈川新聞さんとかいろいろ載せていただいて、「あれを見て、心配になって来た」という方が多かったですね。 広報とかそういうものもいいかもしれないですが、このぐらいの年代になったらあちこちに転居されたりしていますので、大きな新聞とかで呼びかけするなりしたほうがいいのではないかと思います。

	<p>派手に。</p> <p>見えないんですよ。ホームページとかに掲載されても、その場所を探せないんですよ。アスベストのところまで、見たいページまで行き着かないとみんな言うてくるんですよ。なので、もうちょっとわかりやすく、見やすくしないと、市は本当に人を探したいのかなと思ってしまいます。探したいという気持ちが伝わらないぐらい、隅っこのほうにあたりします。次は広報のトップに載せるぐらいのことを考えて、説明会等も実施していただかないと……。</p>
牛島委員	<p>この庁舎のラウンジはすごくよいと思いますので、ああいうところにも何かあるといいですね。展望ラウンジとかも行ってみましたが、人もそれなりにいらっしゃいましたし。</p>
委員長	<p>ポスターを作っただいて、掲示してもらおうとかですかね。</p>
牛島委員	<p>パラリンピックとオリンピックのことはいっぱいやっていたから、それと同じくらいに是非。</p>
赤堀委員	<p>オリンピックとかの隣に一緒に貼るとか。</p>
委員長	<p>そのあたりのPRとか広報については、ご意見等を踏まえて、市としてご検討いただくということをお願いします。</p>
担当課 (鳥羽保育 課 課長 補 佐)	<p>先ほど、皆さんからご意見いただいた、在園の認定が難しいというところですが、公金の支出にも関係することなので、慎重に考えながらも、いろいろな条件を組み合わせることによって特定できるように努力したいと思います。1つの情報だけですと支払いの根拠に足りないという場合には、複数の資料を集めるなどの方策を考えていければと思います。</p> <p>あと、PRなどにつきましては、今いただいたご意見等を参考に、制度がまとまりましたら、さらに強力に進めていきたいと思います。</p>
久保委員	<p>前にも言いましたが、PRの方法などは市の中で検討するだけでなく、赤堀委員だけではあれかもしれませんが、保護者ですとか、そういうことにアンテナがあるような人を集めて、プロジェクトチームではないけれども、そのような形でご検討いただければと思いま</p>

	<p>す。ポスターの内容ひとつで、効果も違ってくると思いますので。そこら辺は工夫したほうがいいと思いますね。</p> <p>これだけの人数ですと、余りお金もかけられないと思います。だから、お金をかけない中で広く知らせる方法を考えなければいけないので、そこら辺はもう一工夫したほうがいいと思いました。これは私の意見です。</p>
委員長	<p>あと、申請に際して一定の期間を設けるとするのが最後に入っています。これはA以外についてはいいと思いますが、Aについては、少しこのあたりは緩やかにしておいたほうがいいような気がします。Aについては、本当に40～50年ぐらい経っている話なので、ここの掘り起こしはかなり難しいと思います。なので、気づいたらもう申請期間が終わっていたみたいなお話にはならないように……。</p>
名取委員	<p>これは目的外使用という点で課題があるかもしれませんが、一番確実にやるならば、保健所の母子手帳の1972年から1984年の発行者から追えないかと思うのですが。この年代は3カ月健診とか6カ月健診に行って、絶対ワクチンとかを打っていますので、そうした情報から把握できないですかね。こういう問題については、目的外使用もクリアして、そうしたことをやるということも必要だと思いますが。</p>
久保委員	<p>そういう目的なら大丈夫かもしれませんね。</p>
名取委員	<p>オーケーが出るのかもしれませんが。そういうことでも判明する人が出ないかなという気がします。それだったらかなり特定できるかと思いますので。もちろん、市外から来ている方はだめなのですが。</p>
委員長	<p>では、今の点も市のほうでご検討いただけますか。</p> <p>それでは、最後に「今後のスケジュール（予定）」です。このほかに、先ほどお話のあった、職員に対する対策の検討が詰まってきた段階で、何らかの形でこちらにもお伝えいただくということですかね。</p>
久保委員	<p>全体的な話になりますが、市として制度をつくる場合の根拠づけの</p>

	<p>ところや何かは、報告書を大いに参考していただいたのはわかります。特に、見舞金制度の根拠のところを見ると、市がぎりぎりお金を出せる理由としてこういうものをつけたということなのかなと思いますけれども。</p> <p>ただ、何と言いますか全体的に、最初の「これまでの経緯」の中でも例の総括文書を引用して話が始まっていますが、保護者がこれを読んだり、説明を聞いたときに、ちょっと違和感を感じるころが出てくるかなという気がします。</p> <p>制度の仕組みとして、こうした説明を議会や保護者等にすることはいいんです。ちょっと余計なことかもしれませんが、市長なりそれなりの方が説明されるときに、市の記者会見や議会への説明のときでもいいですが、あのときの状況を踏まえて、謝罪しろという話が保護者などからは現在も出てきますので、当時も部長さんが一回は謝罪しているのですが、保護者としてはそのときは謝罪されたという気持ちになっていなくて、今でも不信感が続いているようなところがあるようです。なので、そうした経緯なども踏まえて、政治的にとといいますか、行政的にとといいますか、心がこもるような発言をしたほうが、その後がスムーズにいくかと思えますので、その点は事務局である行政総務課とも相談しながらやっていただいたほうがいいんじゃないかと思いました。</p> <p>これだけだと、制度としてはおおむね報告書を受けていただいて、いろいろ検討していただいて、つくっていただいたことはいいと思いますけれども、文書の中ですとか、発言の中でそうしたことも踏まえながら、今後進めていただいたほうがよろしいのかなと思いましたので、ご参考にしていただければ。</p>
副委員長	<p>それに加えて、市の考え方としては、今後の再発防止策というか、これも余計な話かもしれませんが、そういうものも踏まえて報告されたほうがよいかと思います。</p> <p>委員会の報告書を受けて、市はこう考えて、市民に対しての謝罪と、</p>

	今後こうしますというのが前と後ろにあったほうが、体裁としていいかなという感じはしました。これも参考までに。
委員長	ほか、全体を通して何かございますか。
名取委員	今後のスケジュールですけれども、最終的に市の方針が固まるのが政策会議と石綿関連疾患対策委員会と2つありますが、これはどちらでしょうか。
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	市としての考えは、10月25日の政策会議という記載になっていますが、政策会議と同時に内部の文書による決裁も取りますので、実質的な最終の検討段階は10月25日になるということです。
名取委員	そこでおおむね園児の案も職員の案も決まるということでしょうか。
担当課 (福室職員課 主幹)	職員については、この時点までに決められるかどうかは、少し不透明な状況です。
名取委員	最低、園児の分については決まるということですかね。
担当課 (福室職員課 主幹)	そうですね、はい。
名取委員	2月に検診を実施されようとしていると、せめて2カ月前には委員会の準備をさせていただかないと間に合わなくなってくるので、このスケジュール感が少し気になりますね……。 しかも、そこに新たに判定・認定部会もつくられるということなので。検診をやりながら、判定・認定部会もやると言われているような感じがしますので、せめて年内に1回は委員会をやる予定とか、そのあたりのこともご検討いただかないと、2月にいきなり検診を行うというわけにもいかないということにも繋がりますので。 今は、その話よりかなり手前の段階なので、先のことは言ってくれるなという気持ちは市としてあるかとも思いますが、担当する委員

	としては、そのあたりが気になりますので。
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	その辺りのことにつきましては、11月に、また委員会を開催させていただき予定にしています。
委員長	11月の「委員会に報告」というのは、この委員会に報告ということですか。
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	そうです。石綿関連疾患対策委員会へのご報告が11月ということですが、ただ、その前に市の考え方の最終決定は、先ほど申し上げた10月25日の政策会議ということになります。
名取委員	この11月というのは、この委員会のことを指しているということですか？
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	はい。 10月25日に決定するのは、市の全体的な考え方ですので、また詳細につきましては委員会でもご相談させていただければと考えています。全体の制度の骨子については、25日に決定する予定ということですが。
事務局 (黒岩総務部長)	総務部長の黒岩です。スケジュールに関して、今のご質問にお答えします。 きょう、お話をさせていただいたものについて、数値的なものが入られなかったことにつきましては、本日の委員会でご議論いただいて、最終的な金額的なものは市の理事者である、市長、副市長に確認して、市の考え方をまとめたものを議会に報告していく。これは前回は申し上げたと思いますが、予算が絡むことでございますので、議会への報告が必要になってまいります。 その前に、まずはきょう委員のみなさまにご報告をさせていただいて、固めたものを今月中に議員のみなさまにもお配りします。と同時に、新聞記者のみなさんにも説明していくと。ここは、ほぼ同時

	<p>での対応となってまいります。</p> <p>具体的に申し上げますと、9月の議会では議員のみなさんに対して、おおむね本日と同様のことになるかと思いますが、こうしたことを報告させていただくということ、大体9月議会のちょっと前に議員に対して説明します。と同時に、その日の午後には、どういう議案を出していくかということ、定例記者会見で市長が記者のみなさんに対して説明しますので、その際に数字的なものを含めて説明させていただきます。</p> <p>ただ、それが定例記者会見になるのか、その前になるか、それはまだこちらとしてもわかりません。きょういただいたお話を全て持ち帰って、市長、副市長にどの段階で発表していくかを決定していただくこととなります。</p> <p>そして、子ども文教常任委員会で詳しい内容、市としてその時点でまとめた内容を報告させていただき、その後、速やかに園児・保護者のみなさまにも説明させていただく。そこで余り変更がなければ、成案としていくこととなります。</p> <p>政策会議というのは、市の全ての部長が集まって、藤沢市役所の庁議としては最高の会議、レベルとしては一番上の会議になりますが、そこは報告という形になります。</p> <p>ですから、きょうみなさまにご意見いただいた内容をもって、これから更に詰めていくと。情報に違いがないように、数字的なものはきちっと固めて、きちっとした形で新聞記者のみなさんにも出していきたいということを考えております。</p> <p>そういった流れの中で、最終的には、議会のご意見や園児・保護者説明会でのご意見等を踏まえて、11月にまたこの委員会で説明させていただきたい、そんな形で考えております。よろしく願います。</p>
委員長	何かありますか。
赤堀委員	9月10日に文教常任委員会に報告して、午後に記者会見をしたと



	きに、数字も入れて報告をする……。
事務局 (中野主任)	9月10日よりもっと前に、次の議会でこういうものを報告しますというのを議員のみなさんに説明するということです。数字も入れたうえで。
赤堀委員	でも、それは最終ではないのですか？
事務局 (中野主任)	最終ではありません。ある意味では、本日と同様の取扱ということですので。本日のご意見を踏まえて、修正等を加えたものを議会に報告して、さらに議員のみなさんからも当然ご意見が出るかと思しますので、そうしたことを踏まえてさらに練っていくということです。
赤堀委員	園児とか保護者も意見があるから、園児や保護者への説明会での意見も踏まえて、それも全部聞いてから、議会とかに出すのかと思ってましたが、保護者が最後なのですか？
事務局 (中野主任)	園児・保護者説明会につきましても、その時点の案に対するご意見を募る場でございますので、決定したものをご説明するというものではありません。
赤堀委員	でも、その前に、もう記者会見で数字とかも出すということですよ。そういうものなのですかね。
事務局 (斎藤総務部参事)	行政総務課の斎藤と申します。 先ほど、黒岩部長からも説明させていただきました。また、冒頭の保育課の説明にもありましたように、本日、当委員会のみなさまにご議論いただきまして、なるべくその意見を尊重したいと考えておりますが、市としては、公金の支出を伴うものとなりますので、当然議会のご意見も聞く必要がございます。そのため、12月に予算委員会、補正予算と書いてありますが、何事にも支出するための予算が必要になりますので、そうしたものを審議する機会というものも必要になってきます。そうしたことも踏まえまして、今回は6ページの3「今後のスケジュール」に、考え方という形で報告させていただいております。 また、9月の子ども文教常任委員会についても、いわゆる制度を報

	<p>告するというのではなく、その前の段階の考え方を報告させていただいて、議会のご意見を聞こうと考えています。</p> <p>議会のご意見を聞く前に、委員のみなさまに対しこういった報告をするということは、今般、議員のみなさまにもお知らせしています。そうした後にはなりますが、説明会において、園児・保護者のみなさまにもご議論いただいたうえで、次に制度案、つまり公金を支出するためには要綱ですとか規則ですとか、はたまた条例ですとか、そういった制度化されたものが必要になります。</p> <p>先ほど委員のみなさまからも言われた中で、例えば画像データについては、市がデジタル化して永久保存するというのも、本日の考え方には入っておりませんし、先ほどご意見のあった、1年未満の在園の方はどうするのかというところも踏まえまして、そうした細部も踏まえた規程などを作成して公表していかなければならない。その基となる市としての考え方の決定が、10月25日の政策会議ということになります。</p> <p>ただ、それだけでは当然決まりません。検診費用や見舞金の費用も予算化されておきませんので、11月に改めて当委員会にご報告したうえで、12月の議会で予算化させていただくという手続を踏ませさせていただくということも、今回ご理解いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>制度案のおおよその骨格は、もう10月25日で大体固まっていくということですね。ですから、その1カ月前に保護者・園児の方への説明会が開かれる。議員とかメディアの方々よりも少し後ですけども、説明会があつてから1カ月は期間があるので、みなさんからいただいたご意見はおそらく十分検討されて、10月25日の段階では最終案が出てくるものと思います。</p>
赤堀委員	<p>園児や保護者の意見を、一番最初に聞いてほしかったです。</p>
委員長	<p>そうしたご意見もあるでしょうね。</p>
事務局	<p>手続上の問題ですから、そこをどういう順番でやるかという判断は</p>

<p>(黒岩総務 部長)</p>	<p>非常に難しい面があると考えております。この委員会にも、浜見保育園の関係者ということで保護者の代表の方に委員として入っていただいておりますが、市議会議員のみなさんは市民のみなさんの代表ですから、そこはご了解いただければと思っております。</p> <p>やはりこういった委員会、有識者のみなさまと市民の代表の方々が入られている委員会の最終報告書というものは、市としては最大限尊重するというには変わりありません。そのための委員会ですから、まずそこは最大限尊重させていただく。</p> <p>ただ、市の政策決定においては、先ほど来、ご説明しておりますが、市議会と、私ども市長部局は車の両輪と言われておりますので、同時に同じような立ち位置でこの問題に対して取り組まなければいけないので、順番としては、申しわけないですけれども、このような形になってしまうということです。</p> <p>また、今回の場合、先ほどの説明にもありましたとおり、予算の執行を伴いますので、補正予算等の対応もあります。となると、どの段階でプレスのみなさまに金額が出ていくか、報道の対象になるかということには、市としては相当神経を使わなければいけません。順番としてはさまざまな観点から考えたうえで、こういった順番とさせていただきます。</p> <p>何にせよ、9月22日の園児・保護者説明会では、決定という形でお話しするわけではありません。そこでいただいたご意見は、当然持ち帰って、また必要があれば当然修正させていただきますので、恐縮ですけれどもご理解をお願いしたいと思います。</p>
<p>久保委員</p>	<p>もう無理かもしれませんが、せめて9月22日を9月10日にするとか、できるだけ議会と日程を近くするとかできないですかね。9月より前に報道機関には中身が知らされるんではないかと。</p>
<p>事務局 (黒岩総務 部長)</p>	<p>定例の記者会見は、8月中に実施します。</p>

久保委員	ちょっとタイミングを考えてもらって、もう変更はできないのかも しれませんが、同時に近い形で何とか……。
事務局 (黒岩総務 部長)	おっしゃるとおりで、近い日程での調整を考えたのですが、結果的 にちょっと調整できませんでしたので、こういう日程になってしま いました。 何度も申し上げますけれども、金額は確定ではありませんので。
久保委員	そこをうまく説明してくださいね。園児・保護者説明会で、いろい ろな意見がまた出ると思うので、こちらの委員は出ませんから、そ ういう意味ではいろいろな質問についてちゃんと答えられるよう に、準備して行ってください。
赤堀委員	説明会があるというお手紙は、もう早々に出されますか？
委員長	案内ですね。
担当課 (鳥羽保育 課 課長 補 佐)	早々に説明会に関するニュースレターを発行する予定です。
赤堀委員	保護者のみなさんは仕事をされているから、早急にお願いします。 こうした集まりや会議があったというのを、親が新聞を見て知るの はおかしいといつも思っています。ニュースレターで一番先に本人 や保護者が知りたいわけです。 なので、順番的に最後に説明するというのも、あまり……。手紙と かニュースレターで、「こういった検討をされていて、今後はこうしま すよ。日程的にはこうなったけれども、ご説明して意見を求めたい ので、ぜひ来てください」みたいなことを知らせてください。本人 が、新聞やらほかの報道で見るより先に、保護者とか本人宛てに送 ってもらいたいです。
担当課 (鳥羽保育 課 課長 補 佐)	なるべく早目に対応させていただきたいと思います。

佐)	
牛島委員	これまでもそうですが、要は、当事者が最後に知らされるという状況は改善しないといけないと思います。
赤堀委員	そうです。当事者なのに、何でマスコミよりも後に知ることになるのかと。「本当ならばこっちに先に報告すべきでしょう」と思ってしまうので。
委員長	そういう意味では、ニュースレターというしっかりしたものをつくる時間があるならいいんですけれども、難しければ先に案内だけでも出されたほうがいいのかもかもしれませんね。
名取委員	ご案内だけでもいいから、要するに報道で知る前に、どうも9月22日に何かあるらしいというものでいいから送ってくれということですよ。
赤堀委員	そうですね。そういうものでもいいので、早くお知らせしてほしいです。
名取委員	立派なニュースレターを求めているわけではないということですよ。そういうものが開催されるという説明が、きちんと市から事前にあってほしいと。 なので、できる範囲でいいので、立派なものまでつくらなくてもいいということみたいですから。
赤堀委員	いや、できるなら、立派なものもつくってほしいですけれども。
担当課 (鳥羽保育課 課長 補佐)	今回の説明会の通知につきましても、一般の報道よりは先にお届けできると思います。
副委員長	それで報道が加われば、何か来ていたなと思当たる方もいらっしゃるでしょうね。それで来てもらえるきっかけになるんじゃないですかね。
赤堀委員	広報に載せるとおっしゃったけれども、多分、広報は見ない方が多いと思います。載せるなら、表紙とかでないで、目につかないです

	よね。
担当課 (金子子ども青少年部参事)	先ほどお話のございました、ニュースレターにつきましては、実は既に原案ができております。 本日の委員会を踏まえて、発行しようと考えておりましたので、一刻も早くお出ししたいと考えています。
委員長	よろしくお願ひします。 では、きょうは、あとは2「その他」ですが、何かありますでしょうか。よろしいですか。 (質問、意見：なし) 事務局から、何かありますか。
事務局 (中野主任)	再三出ておりますが、今後のスケジュールの確認でございます。 次の委員会としては、それまでの間に議会への報告、保護者の方々への説明等々を踏まえまして、11月に最終案をご議論いただきたいと考えております。 本日のみなさまからのご意見等を踏まえますと、今後、市の検討状況等については、メール等になるかと思いますが、随時報告させていただきたいと思ひます。その辺を踏まえまして、議論の場としては11月に設定したいと考えておりますので、ご調整のほどよろしくお願ひいたします。
委員長	ということで、いよいよ詰めの段階になりますが、今後ともぜひよろしくお願ひいたします。
担当課 (金子子ども青少年部参事)	終了間際に申しわけありません。 保育課は、4月の人事異動で職員に変更がございました。改めまして、私は4月に保育課長に就任した金子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。 この新しい体制で、保育課としてもみなさんの報告書をしっかりと受けとめさせていただきましました。3年間という時間をかけてご検討いただいたことに、本当に感謝を申し上げます。 本日も、本当に貴重なご意見をいただきまして、今後は本日のご意

	<p>見をしっかりと反映させながら，ここまでのご苦勞に報いたいなど考えております。今後ともどうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本日は本当にありがとうございました。</p>
委員長	<p>では，これで本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>